

社会福祉法人 南足柄さつき会 就労継続支援B型事業所 アースエコー
リサイクル品委託販売に関する契約書

委託者 _____ (以下甲という) は、社会福祉法人 南足柄さつき会就労継続支援B型事業所ワークピアさつきの従たる事業所 リサイクルショップ「アースエコー」(以下乙という) の「アースエコー委託販売利用規約」を承認の上、乙を受託者として次の通り販売委託契約を締結しました。

(会員)

第1条 甲は、本契約の締結に当たり委託販売制度の利用会員登録し、入会金として3,000円を乙に支払い、乙は会員証を甲に交付し利用を開始いたします。なお会員は18歳以上の方とし、会員証は他人に譲渡できません。会員契約期間は甲乙両者の一方から相手方に対し更新拒絶の申し入れがなされない限り、自動的に更新されるものといたします。

(販売申込)

第2条 甲は、物品の販売委託の際は、乙に会員証を提示し「販売委託申込書」に必要事項を記入提出し、乙が受理します。

(販売価格・手数料)

第3条 販売希望価格は、100円以上10,000円以下で50円刻みとし、甲が指定します。販売手数料は販売代金の40%とし、60%を委託日の翌々月中に甲に現金で支払います。

(販売期間)

第4条 販売期間は、受託日から約1か月間とし、売れ残った物品は、原則として委託者に返品いたします。受託日から1年以上経過しても返却物品および売上金(返金)を取りに来られない場合は、乙が処分又は乙の売上収入として処理させていただきます。

(個人情報保護)

第5条 甲の個人情報については、当法人の「個人情報保護規定」に則り、本契約の委託販売に関する目的以外には使用いたしません。

(協議)

第6条 本契約及び利用規約に定めのない事項、または本契約条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとします。

以上のとおり、販売委託契約が成立したので、これを証するため本契約書を2通作成し委託者・受託者署名捺印のうえ、各一通を所持するものといたします。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所

〒250-0105 南足柄市関本 403-2
南足柄市りんどう会館内

氏名

社会福祉法人南足柄さつき会
就労継続支援B型事業所ワークピアさつき・アースエコー
施設長 小野塚晃太郎

社会福祉法人南足柄さつき会
リサイクルショップ「アースエコー」委託販売ご利用について

「アースエコー」で委託販売を利用していただくためには、会員登録が必要となります。当会のリサイクル品販売事業は、南足柄市より「おかもと福社会館」内に場所を借り受け「障害者総合支援法」に基づいた社会福祉サービス事業（就労継続支援B型）の一環として実施されております。販売などで得た収益は、当法人事業所の利用者（障がい者）の方々の工賃として支給されます。「アースエコー」は、障がい者の方々が生活のリズムを身につけたり、仲間作りをしながら、就労を体験し 社会に出るための場として大切な役割を果たしております。一方でエコやリサイクル活動を進める目的もあります。福祉社会貢献の場として沢山の地域の皆様にご利用いただきたいと願っており、これからの円滑な運営を図るために以下の通り利用規定を定めさせていただきました。規約をご確認の上お申し込みください。

アースエコー委託販売利用規約

1. 会員登録が必要です。登録時には申込書に住所、氏名、連絡先等を記載していただき、会員証を発行いたします。会員証は他人に譲渡できません。会員契約期間は、会員から脱会の申し入れがなされない限り、自動的に更新されるものといたします。
2. 委託販売に際し当会が知り得た個人情報については、販売期間中及び期間終了後においても、委託販売に関する使用目的以外の利用や、第三者に漏洩いたしません。
3. 会員は満 18 歳以上の方に限らせていただきます。
4. 入会金は一人 3,000 円を徴収させていただきます、退会しても入会金は返金いたしません。
5. 委託時には、会員証を提示いただき、所定の「販売委託申込書」に必要事項を記載していただきます。
6. 委託は、週 1 回とし、1 回にお引き受けする委託品は、お一人 10 点までとし、冬の衣料品（厚手のセーターやコート等）は原則お一人 2 点、またかさばる大きなバック等は 1 点までとさせていただきます。
7. 委託時に職員が、検品させていただきます破損や汚損、危険物等、店頭に出せないものについては、原則として受託できません。
8. 販売価格は、50 円刻みで 100 円以上 10,000 円以下といたします。
9. 販売代金の 40% を手数料として差引させていただきます、60% を委託日の翌々月中に現金でお支払いいたします。
10. 委託販売期間は、受託日から約 1 カ月間といたします。売れ残った物品は、原則として委託者に返却させていただきます。1 年以上経過しても返却物品や返金を受取りにおいでいただけない場合は、アースエコーで処分又は売上収入として処理させていただきます。

以上の規約をご承認いただいたうえでお申込みいただき、販売委託契約書を締結し会員登録の上、販売委託をお引き受けいたします。（問合せ連絡先：アースエコー ☎0465-74-8823）